

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議
「奄美大島部会」 設置要綱（案）

（目的）

第1条 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、奄美大島地域の適正な保全・管理を推進するため、別途設置される「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に、地域部会として「奄美大島部会」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解、連携、協働、参加を必要とする課題や取組事項に関しては、地域としての取組方針を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行う。

（検討事項）

第2条 「奄美大島部会」は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち、「奄美大島地域」の行動計画に関する事項
- (2) 「奄美大島地域」の候補地、緩衝地帯及びその周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

（構成）

第3条 「奄美大島部会」は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお、参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

（運営）

第4条 「奄美大島部会」は、事務局長が召集し、事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ、「奄美大島部会」に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 「奄美大島部会」は、重要な事項について検討を深めるため、地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

（事務局）

第5条 「奄美大島部会」の事務局は、沖縄奄美自然環境事務所、鹿児島森林管理署、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町によって構成し、対外的な連絡窓口は鹿児島県自然保護課が務める。

- 2 事務局長は、鹿児島県自然保護課長が務める。

（その他）

第6条 「奄美大島部会」は、遺産地域の適正な保全・管理に資するため、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」や「同委員会奄美ワーキンググループ」をはじめとする科学者、研究者等と連携・協力を図る。

第7条 この要綱に定めるもののほか、「奄美大島部会」の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

「奄美大島部会」構成機関・団体一覧（令和元年7月現在）

構成機関・団体
環境省 <u>沖縄奄美自然環境事務所</u>
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
奄美市プロジェクト推進課世界自然遺産推進室
大和村企画観光課
宇検村総務企画課
瀬戸内町社会教育課世界自然遺産せとうち町推進室
龍郷町企画観光課
奄美群島広域事務組合
奄美大島商工会議所
奄美群島観光物産協会
<u>あまみ大島観光物産連盟</u>
奄美大島観光協会
瀬戸内町観光物産協会
奄美大島エコツーリズム推進協議会
奄美大島エコツアーガイド連絡協議会
奄美野鳥の会
奄美哺乳類研究会
環境ネットワーク奄美
奄美の自然を考える会